

主な二国間協議及び現地調査(平成19年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
中国産冷凍ほうれんそう (クロルピリホス)	平成14年7月から協議開始。平成16年6月、一部の企業のみ輸入自粛解除。平成17年8月、輸入自粛解除対象企業を追加。平成19年12月、十分な輸入実績のある企業について検査命令を解除。協議継続中。	平成19年4月 平成19年11月
中国産鰻 (動物用医薬品)	平成14年4月から協議開始。平成19年7月及び8月、国内流通品からマラカイトグリーン及びA O Zが検出されたことから、検査命令の検体数を2倍にするとともに、中国における管理状況の調査を要請。協議継続中。	-
中国産食品 (食品衛生全般)	中国の国内法に違反する食品の対日輸出の防止及び食品衛生法を遵守した対日輸出の確保を要請。	平成19年8月
インド産マンゴー (クロルピリホス)	平成19年5月から協議開始。対応要請中。	-
タイ産おくら (EPN、ジノテフラン)	平成19年4月から協議開始。平成19年10月、ジノテフランについては基準値改正に伴い検査命令を解除。平成20年4月、EPNについては登録企業について検査命令を解除。	-
チリ産レモン (イマザリル)	平成19年10月から協議開始。平成20年9月、チリ政府からの検査命令対象輸出者における改善措置の報告及びこれまでに検査実績を踏まえ、検査命令を解除。	-
米国産いちご (キノキシフェン)	平成19年10月から協議開始。平成20年1月、キノキシフェンの基準値改正に伴い検査命令を解除。	-
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年7月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成19年5月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成19年9月
サンマリノ産食肉製品 (衛生管理)	平成18年11月から協議開始。食肉製品の衛生規制に関する協議、食肉加工場の現地調査を実施。	平成19年11月
イタリア産豚肉 (衛生管理)	平成19年10月から協議開始。豚肉に関する衛生規制に関する調査、と畜処理場の現地調査を実施。衛生管理状況を確認。	平成19年11月
アイルランド産食用カキ (衛生管理)	平成16年12月から協議開始。生食用カキの採取海域及び施設の現地調査。平成20年2月、証明書添付をもって輸入受入れ開始。	平成19年7月
タイ産養殖えび (動物用医薬品)	平成18年2月より協議開始。養殖場及び加工施設の現地調査を実施。平成20年5月、証明書添付をもって検査命令を解除。	平成20年3月
ベトナム産養殖えび (動物用医薬品)	平成18年6月から協議開始。同年12月、ベトナム政府より報告された原因究明について各検疫所あてに通知。平成19年1月、ベトナム政府より報告された再発防止対策について各検疫所あてに通知。養殖場及び加工施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成20年3～4月